

日医発第 441 号（保険）  
令和 6 年 5 月 3 1 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、経過措置対象事業所が行う令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」の施設基準の届出については、令和 6 年 7 月 1 日までに届出が受理された場合については、令和 6 年 6 月 1 日から算定すること等が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出

(令 6.5.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費1」及び  
「訪問看護管理療養費2」に係る届出について

「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示してきたところであるが、今般、令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業を行う指定訪問看護事業所（以下「経過措置対象事業所」という。）が算定する「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出に関する疑義が寄せられていることを踏まえ新たに検討し、経過措置対象事業所が行う「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることから、貴管下の訪問看護ステーション及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

経過措置対象事業所が行う令和6年6月1日からの算定に係る「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」の施設基準の届出については、令和6年7月1日までに届出を受理した場合については、令和6年6月1日から算定する。

（参考）令和6年6月1日からの算定に係る施設基準の届出について

①	②及び③以外の施設基準に係る届出	令和6年6月3日までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び 「訪問看護ベースアップ評価料（I）」 に係る施設基準の届出	令和6年6月21日までに届出
③	「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」 に係る施設基準の届出	令和6年7月1日までに届出

※令和6年9月30日までの間、経過措置対象事業所は「訪問看護管理療養費1」の施設基準を満たさない場合であっても、「訪問看護管理療養費1」の施設基準に該当するものとみなす経過措置を設けている。なお、当該経過措置に該当する場合にも、算定に当たっては施設基準の届出が必要となる。

【訪問看護管理療養費】

問1 令和6年3月31日時点において、指定訪問看護を行う訪問看護ステーションについては、令和6年6月1日から訪問看護管理療養費1又は2の算定を行うためには、当該施設基準の届出を行う必要があるのか。

(答) 本事務連絡のとおり、令和6年7月1日までに届出する必要がある。

問2 令和6年3月31日時点において指定訪問看護を行う訪問看護ステーションであって、訪問看護管理療養費1の施設基準を満たしていない事業所が、「訪問看護管理療養費1の基準については、令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和6年9月30日までの間に限り、訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなす」との経過措置により訪問看護管理療養費1を算定しようとする場合、どのような届出を行う必要があるのか。

(答) 令和6年6月実施分から算定する場合には、令和6年7月1日までに訪問看護管理療養費1の届出を行う必要がある。

問3 令和6年3月31日時点において、指定訪問看護を行う訪問看護ステーションについては、訪問看護管理療養費2の届出を行った場合も、令和6年9月30日までは訪問看護管理療養費1を算定できるのか。

(答) 算定不可。訪問看護管理療養費2の届出を行った訪問看護ステーションは、届出以降は訪問看護管理療養費2を算定する。

問4 訪問看護管理療養費1又は2の届出を、令和6年7月1日までに行っている場合であっても、令和6年10月1日までに改めて地方厚生(支)局長に届出を行う必要はあるのか。

(答) 届出内容に変更がない場合には、改めて届出を行う必要はない。

なお、令和6年7月1日までに訪問看護管理療養費1の届出を行った訪問看護ステーションのうち、経過措置終了時点で施設基準を満たさない訪問看護ステーションについては、令和6年10月1日までに訪問看護管理療養費2の届出を行う必要がある。

問5 令和6年4月1日以降に、新たに指定を受けた訪問看護ステーションについては、令和6年6月1日から訪問看護管理療養費1又は2の算定を行う場合は、令和6年6月3日までに訪問看護管理療養費1又は2の届出を行う必要があるのか。

(答) そのとおり。